

様式第7号（第35条関係）

該当するもの以外は
二重線で消してください

指定ばい煙発生施設設置（~~使用、変更~~）届出書

提出日を記載してください

〇〇 年 〇〇月 〇〇日

越谷市長

工場長などの代理人が
届出を行う場合には委
任状を添付してください

届出者

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては
その代表者の氏名

〒〇〇〇 - 〇〇〇〇

越谷市〇〇 - 〇〇

〇〇 産業株式会社

代表取締役社長 〇〇 太郎

（電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇）

埼玉県生活環境保全条例第52条第1項（第53条第1項、第54条第1項）の規定により、指定ばい煙発生施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	〇〇産業株式会社 〇〇工場	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	越谷市〇〇 〇-〇	※受理年月日	年 月 日
指定ばい煙発生施設の 種類	第7項 廃棄物焼却炉 1基	※施設番号	
指定ばい煙発生施設の 構造	別紙1のとおり。	※審査結果	
指定ばい煙発生施設の 使用の方法	別紙2のとおり。	※備考	届出内容 ☐ 新規 ☐ 追加・入替
ばい煙の処理の方法	別紙3のとおり。		

添付書類

- ①焼却炉の構造及び主要寸法を記載した概要図
- ②ばい煙処理施設の構造及び主要寸法を記載した概要図
（測定口等の位置を明記すること）
- ③工場までの案内略図及び工場配置図 等
- ④構造基準及び維持管理基準に係る資料
- ⑤燃料成分表
- ⑥ばい煙の発生、処理に係る計算書及び焼却能力等算出に係る計算書とその根拠となる資料

担 当 者	
連 絡 先	電 話 : E-mail :

・工場又は事業場で使用している
施設番号を記入
・無ければ通し番号を記入

記入例

指定ばい煙発生施設の構造

工場又は事業場における施設番号		1号炉	設置届出→着手予定年月日、使用開始予定年月日 使用届出→設置年月日 変更届出→設置年月日、着手予定年月日、使用開始年月日 をそれぞれ記載してください
名 称 及 び 型 式		廃棄物焼却炉 ○○製 ○○型	
設 置 年 月 日		年 月 日	年 月 日
着 手 予 定 年 月 日		○○年 ○○月 ○○日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日		○○年 ○○月 ○○日	年 月 日
規 模	バーナーの燃料の燃焼能力 (重油換算 ℓ / h)		
	原 料 の 処 理 能 力 (t / h)		
	火格子面積 (火床面積) 又は羽口面断面積 (㎡)	0.5	
	変 圧 器 の 定 格 容 量 (k V A)		
	焼 却 能 力 (kg / h)	50	
	燃 焼 室 の 容 積 (m ³)	0.55	

該当する規模を記入
・カタログ、設計図等で
確認してください
・不明の場合は、実測値
を記入してください
・焼却能力の算出につい
てはその計算書等の添
付が必要です

- 備考 1 設置の届出の場合には「着手予定年月日」及び「使用開始予定年月日」の欄に、使用の届出の場合には「設置年月日」の欄に、変更の届出の場合には「設置年月日」、「着手予定年月日」及び「使用開始予定年月日」の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 「規模」の欄には、埼玉県生活環境保全条例別表第2第1号の表の中欄に掲げる施設の当該下欄に規定する項目について記載すること。ただし、廃棄物焼却炉については燃焼室の容積を併せて記載し、廃棄物焼却炉で火格子のないものについては火格子面積に代えて火床面積を記載すること。
- 3 指定ばい煙発生施設の構造及び主要寸法を記載した概要図を添付すること。

別紙 2

指定ばい煙発生施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号		1号炉			施設を最も多く使用する期間における平均的な使用状況を記入		
使用状況	1日の使用時間及び月使用日数等	9時～16時 3時間/回 2回/日 20日/月			時～時 時間/回 回/日 日/月		
	季節変動	なし			季節変動がある場合に記入 ※冬期(12～3月)のみ使用など		
原材料 (ばい煙の発生に影響のあるものに限る。)	種類	木くず、紙くず					
	使用割合	木くず:80%、紙くず:20%					
	原材料中の成分割合(%)	硫黄分 0.01 カドミウム分	鉛分 ふっ素分 0.01	硫黄分 カドミウム分	鉛分 ふっ素分		
	1日の使用量	300kg			1日の焼却量を記入		
燃料又は電力	種類	灯油					
	燃料中の成分割合(%)	灰分 0.1	硫黄分 0.001	窒素分 0.1	灰分	硫黄分	窒素分
	発熱量	10,000kcal/kg					
	通常の使用量	10L/h					
	混焼割合	専燃					
排出ガス量 ($\text{m}^3_{\text{N}}/\text{h}$)	湿り	最大 300	通常 280	最大	通常		
	乾き	最大 270	通常 250	最大	通常		
排出ガス温度(℃)		800					
ばい煙 の濃度	ばいじん ($\text{g}/\text{m}^3_{\text{N}}$)	最大 0.15	通常 0.10	最大	通常		
	硫酸化物 (容量比ppm)	最大 10	通常 5	最大	通常		
	カドミウム及びその化合物 ($\text{mg}/\text{m}^3_{\text{N}}$)	最大	通常	最大	通常		
	塩化水素($\text{mg}/\text{m}^3_{\text{N}}$)	最大 30	通常 30	最大	通常		
	ふっ素、ふっ化水素及びふっ化珪素 ($\text{mg}/\text{m}^3_{\text{N}}$)	最大	通常	最大	通常		
	鉛及びその化合物 ($\text{mg}/\text{m}^3_{\text{N}}$)	最大	通常	最大	通常		
	ダイオキシン類 ($\text{ng-TEQ}/\text{m}^3_{\text{N}}$)	最大 0.5	通常 0.1	最大	通常		
ばい煙量	硫酸化物 ($\text{m}^3_{\text{N}}/\text{h}$)	最大 0.2	通常 0.1	最大	通常		
参考事項							

- 備考 1 「原材料中の成分割合(%)」の欄及び「燃料中の成分割合(%)」の欄の記載に当たっては、重量比%又は容量比%の別を明らかにすること。
- 2 ばい煙の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
- 3 ばい煙の濃度は、ばい煙処理施設がある場合は、処理後の濃度とすること。
- 4 「参考事項」の欄には、ばい煙の排出状況に著しい変動のある施設についての一工程中の排出量の変動の状況、窒素酸化物の発生抑制のために採っている方法等を記載すること。

ばい煙の処理の方法

ばい煙処理施設の工場又は事業場における施設番号			No.1			工場又は事業場の処理施設（煙突等）に対して通し番号で記載し、番号が重複しないようにしてください	
処理に係る指定ばい煙発生施設の工場又は事業場における施設番号			1号炉				
ばい煙処理施設の種類、名称及び型式			〇〇製サイクロン、〇〇型				
設置年月日			年 月 日				
着手予定年月日			〇〇年 〇〇月 〇〇日			年 月 日	
使用開始予定年月日			〇〇年 〇〇月 〇〇日			年 月 日	
処理能力	排出ガス量 (m ³ N/h)	最大	300				
		通常	200				
	排出ガス温度 (°C)	処理前	800				
		処理後	500				
	ばい煙の濃度	ばいじん (g/m ³ N)	処理前	0.25			
			処理後	0.15			
		硫酸化物 (容量比ppm)	処理前	10			
			処理後	10			
		カドミウム及びその化合物 (mg/m ³ N)	処理前				
			処理後				
		塩化水素 (mg/m ³ N)	処理前	30			
			処理後	30			
		ふっ素、ふっ化水素及びふっ化珪素 (mg/m ³ N)	処理前				
			処理後				
	鉛及びその化合物 (mg/m ³ N)	処理前					
		処理後					
	ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ N)	処理前	1				
		処理後	0.5				
	ばい煙量	硫酸化物 (m ³ N/h)	最大	0.2			
			通常	0.1			
		最大	0.2				
		通常	0.1				
捕集効率 (%)	ばいじん	60			地上からの煙突の高さ、頂部口径及び傘の有無について記入		
	硫酸化物	0					
	カドミウム及びその化合物						
	塩化水素	0					
	ふっ素、ふっ化水素及びふっ化珪素						
	鉛及びその化合物						
ダイオキシン類	50						
使用状況	1日の使用時間及び月使用日数等	9時～16時 3時間/回 2回/日 20日/月			時～時 時間/回 回/日 日/月		
	季節変動	なし					
排出口の実高さ × 頂口径 (m)			7.0 × 0.25(傘なし)			傘がある場合には補正の必要はありません	
補正された排出口の高さ H _e (m)			8.5				
排出速度 (m/s)			20.0				

- 備考 1 設置の届出の場合には「着手予定年月日」及び「使用開始予定年月日」の欄に、変更の届出の場合には「設置年月日」、「着手予定年月日」及び「使用開始予定年月日」の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 ばい煙の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
- 3 補正された排出口の高さ H_e は、埼玉県生活環境保全条例施行規則別表第4第1号ハの算式により算定すること。
- 4 ばい煙処理施設の構造及び主要寸法を記入した概要図を添付すること。